

# 後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**保険料が減免**となります。

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方  
⇒ **保険料の一部を減額**

### ※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、  
令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、**収入を証明する書類**（例：帳簿、給与明細等）が必要となります。

○保険料の減免額は、減免対象保険料額（ $A \times B/C$ ）に令和元年の所得の合計額に応じた減免割合（ $D$ ）をかけた金額です。

### 減免対象の保険料額（ $A \times B/C$ ）

- A:75歳以上の方の令和2年度保険料額  
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額  
C:世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の令和元年の合計所得金額

### 所得の合計額に応じた減免割合（ $D$ ）

- 主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額について、
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 300万円以下の場合   | ：全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合   | ：10分の8      |
| 550万円以下の場合   | ：10分の6      |
| 750万円以下の場合   | ：10分の4      |
| 1,000万円以下の場合 | ：10分の2      |

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額（ $C$ ）にかかわらず、減免割合（ $D$ ）は全部（10分の10）を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、

富士川町役場 町民生活課 高齢者医療年金担当 ☎0556-22-7209

山梨県後期高齢者医療広域連合 ☎055-236-5671 にお問い合わせ下さい。